

令和元年8月28日
在ベナン日本大使館

旅券（パスポート）の別名併記制度（※）について

1 令和元年8月26日付、外務省ホームページに別名併記制度に係る説明が掲載されました。外国当局から同制度について説明を求められた際には、英語版資料を活用することができます。以下のURLからご確認ください。

日本語版 URL https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_002789.html

英語版 URL https://www.mofa.go.jp/ca/pss/page3e_001033.html

2 今後、当館領事窓口において、別名併記した旅券を発給する際には別名併記制度に関するリーフレット（「別名併記リーフレット」）を配付いたします。

また、既に別名併記の旅券をお持ちで受領を希望される方にも同リーフレットを配付いたしますので、当館領事班までお問い合わせください。

3 連絡先

在ベナン日本国大使館 領事班

電話：(+229) 21 30 59 86

F A X：(+229) 21 30 59 94

領事相談メール：consul@pv.mofa.go.jp

※旅券の氏名については、戸籍に記載されている氏名を記載するとされているところ、申請者の渡航の便宜から必要と判断される場合に、戸籍に記載されている氏名のローマ字表記の後に括弧書きで戸籍に記載されている氏名以外の姓又は（及び）名を併記することを例外的に認める制度

- 別名の例
- 1) 外国人配偶者の氏
 - 2) 二重国籍者の他の国籍の氏名
 - 3) 旧姓